**売 買 契 約 書**

買主（以下甲という）と売主（以下乙という）とは、商品の売買に関し、以下のとおり売買契約を締結した。

第１条（基本合意）

甲と乙は、乙が甲に対し○○（以下本件商品という）を代金○○円にて売り渡し、甲がこれを買い受けることを合意する。

第２条（引渡し）

１　乙は、甲に対し、令和○年○月○日、○○にて、本件商品を引き渡す。

２　甲又は乙は、相手方の承諾を得て、引渡日若しくは引渡し場所を変更することができる。ただし、変更により費用が増加した場合、増加分は変更を申し出た者の負担とする。

第３条（代金の支払）

１　甲は、乙に対し、令和○年○月○日までに、乙の指定する口座に支払を行う。振込送金に関する費用は、甲の負担とする。

２　乙は、相手方に対して有する債権と、相手方に対して負担している債務とを、弁済期にあるか否かを問わず、いつでもこれを対等額で相殺することができる。

３　甲が代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年○○％の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第４条（所有権の移転）

１　本件商品の所有権は、特定物については売買契約が成立した時に、不特定物については商品が特定した時に、乙から甲に移転する。

２　代金の支払が完了するまで商品の所有権が移転しない旨の特約がある場合には、その特約による。

第５条（危険負担）

甲乙双方の責めに帰すべき事由以外の事由による本件商品の滅失、損傷、変質その他の損害は、第４条の引渡し前までは乙の、引渡し後については甲の負担とする。

第６条（契約不適合の責任）

１　甲への引渡し完了後、本件商品に種類、品質又は数量に関しての本契約内容への不適合が発見された場合、甲は直ちにこれを乙に通知する。

２　前項の発見時期が第３項に定める保証期間内の場合、甲は乙に対し目的物の代金の減額、乙の負担による本件商品の修理、代品の納入を求めることができる。但し、当該契約不適合が甲の責に帰すべき事由によることが明らかである場合はこの限りでない。

３　保証期間とは、次の各号に明示した期間をいう。

（1）甲が仕様書等で定めた保証期間

（2）仕様書等に保証期間の定めのない場合は、本件商品の引渡し完了の時から１年

４　第２項による修理、代品納入を実施した場合は、前項に定める期間を再設定するものとし、当該代品の乙から甲への引渡しが完了した日をもって再設定の開始日とする。

５　第１項の発見時期が第３項に定める期間を経過した場合、乙は甲の指示に従って当該目的物を有償で修理するものとする。

第７条（期限の利益の喪失）

　当事者の一方が本契約に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知によって、相手方に対して負っている債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第８条（契約の解除）

乙は、甲が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第１項の通知を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、この解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（１）　本契約に違反したとき

（２）　監督官庁より営業の許可の取消し等の処分を受けたとき

（３）　支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

（４）　差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき

（５）　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

（６）　事業の全部または重要な一部を譲渡、会社合併、分割または解散の決議をしたとき

（７）　その他、前各号に準じる事由が生じたとき

第９条（反社会的勢力の排除）

１　甲および乙は、次の各号の事項を確約し、これに違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

（１）　暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

（２）　役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（３）　反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与しないこと

（４）　反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（５）　その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときる行為

２　前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、

解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第１０条（協議事項）

　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項については、甲及び乙は、信義誠実の精神に基づく協議の上、円満に解決するものとする。

第１１条（合意管轄）

　本契約に関連する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和○年○月○日

売主　住所：

　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

買主　住所：

　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印